厚生労働大臣 加藤 勝信 殿

公益社団法人日本精神科病院協会 会 長 山崎 學

新型コロナウイルス感染症対策に関する要請について (その2)

今回の新型コロナウイルス感染症については、政府において去る4月7日新型コロナウイルス対策特措法に基づいて、東京都など7都府県を対象に緊急事態宣言が発令された。さらに4月16日には対象地域を全国に拡大することが決定されるなど、新たな深刻な段階に立ち至っている。医療機関においては、救急患者受け入れや院内感染に関して、医療崩壊を来たすのではないかと危惧されている。精神科医療の現場も例外とはいえず、様々な問題が噴出している。

先般、貴職に対して要請したように、精神障害の有無やその軽重、入院形態にかかわらず、 この感染症に対する必要な医療が提供されることは言を俟たないが、特に以下については 各地で深刻な事例が出現していることを踏まえ、再度強く要請する。

- 1. 精神科入院患者が新型コロナウイルスに感染したことが強く疑われた場合には、 速やかに PCR 検査を行い、診断が確定した後は、感染症専門医療機関への転院も含め、 迅速に感染症治療が行われるための措置が採られること。
- 2. 措置入院患者、緊急措置入院患者については、精神科救急体制によって診察・入院の処置が執られることが多い。このため、一旦新型コロナウイルス感染症患者を受け入れると、その地域の精神科救急医療体制における医療崩壊を来たしてしまう惧れが大きい。指定病院である単科民間精神科病院に入院するに先立って、PCR 検査を含め必要な身体的診察がなされること。
- 3. 精神科救急体制における医療崩壊を来たさないために、精神科救急での受診患者については、上記措置入院患者、緊急措置入院患者と同様に、診察した医師が必要と判断した場合には、入院に先立って PCR 検査を含め必要な身体的診断がなされること。
- 4. 上記第2項で言及した措置入院、緊急措置入院については、都道府県知事あるいは 政令指定都市市長によって行われる精神保健福祉法上の行政処分である。この点を踏 まえ、新型コロナウイルス感染症を合併する患者については、それぞれ自治体首長の 責任において遅滞なく対応し、精神医療、感染症治療の両面に対して必要な医療の提 供が提供されることが妨げられないことを、貴職において明確にされること。